

「都市計画法による開発許可の手引」 技術基準編第7章 公益的施設に関する基準 新旧対照

(傍線部分は改定部分)

改 定 後	現 行
<p>第7章 公益的施設に関する基準</p> <p>【法律】 (開発許可の基準) 第三十三条 (略)</p> <p>【政令】 (法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目) 第二十七条 (略) (法第三十三条第三項の政令で定める基準) 第二十九条の二 (略)</p> <p>【条例】 (ごみ収集場を設置すべき開発行為の規模) 第32条 (略)</p> <p>1 ごみ収集場を設置すべき開発行為 (条例第32条) 開発区域面積20ヘクタール未満で、10戸以上の一戸建ての住宅の建築を目的とする開発行為に適用する。</p> <p>2 ごみ収集場の設置基準 (政令第27条、条例第32条) ごみ収集場の設置場所、規模、配置、形状及び構造に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>ア <u>ガードレールや著しい段差等がなく、ごみ収集作業が容易に行える場所であること。</u></p> <p>イ <u>ごみ収集場の敷地内及びその前面付近に、障害物(電信柱、掲示板類)がない場所であること。</u></p> <p>ウ <u>縦断勾配が9パーセント以下の道路に面した場所であること。ただし、市長が周辺の状況によりやむを得ないと判断した場合においては、この限りでない。</u></p> <p>エ <u>見通しの悪い場所を避けた場所であること。</u></p> <p>オ <u>袋路状道路に面した場所でないこと。ただし、当該袋路状道路に転回広場が設置されている場合においては、この限りでない。</u></p> <p>カ <u>道路交通法に従い、交差点から5メートル以上離れて、ごみ収集車両が収集作業をすることができる等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。</u></p> <p>【解説】</p> <p>(1) <u>ウのただし書の規定により、やむを得ず縦断勾配が9パーセントを超える道路に面した場所にごみ収集場を設置する場合には、資源循環局業務課と協議してください。</u></p> <p>(2) <u>エに規定する「見通しの悪い場所」とは、カーブなどで、ごみ収集作業時に事故が発生する可能性が高い場所をいいます。</u></p>	<p>第7章 公益的施設に関する基準</p> <p>【法律】 (開発許可の基準) 第三十三条 (略)</p> <p>【政令】 (法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目) 第二十七条 (略) (法第三十三条第三項の政令で定める基準) 第二十九条の二 (略)</p> <p>【条例】 (ごみ収集場を設置すべき開発行為の規模) 第32条 (略)</p> <p>1 ごみ収集場を設置すべき開発行為 (条例第32条) 開発区域面積20ヘクタール未満で、10戸以上の一戸建ての住宅の建築を目的とする開発行為</p> <p>2 ごみ収集場の設置基準 (政令第27条、条例第32条) ごみ収集場の位置、規模、構造に関する基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 位置</p> <p>ア <u>ごみ収集車両が容易に接近し、収集できる位置に設置すること。</u></p> <p>【参考】容易に接近できない事例：<u>ガードレールのある場所に設置すること</u> <u>電柱等の障害物がある場所に設置すること</u> 等</p> <p>イ <u>交差点から5メートル以上離れて、ごみ収集車両がごみを収集することができる位置に設置すること。</u></p> <p>ウ <u>勾配が少ない位置に設置すること。</u></p> <p>エ <u>カーブを極力避けて設置すること。</u></p> <p>オ <u>転回広場のない袋路状道路に設置しないこと。</u></p>

(2) 規模

ごみ収集場の有効面積は、1戸当たり 0.13 平方メートル以上とし、ポリ容器を使用する場合には、1戸当たり 0.25 平方メートル以上とすること。

(3) 配置

ごみ収集場は、おおむね 10 世帯から 30 世帯までの範囲内につき 1 か所配置すること。

(4) 形状

ごみ収集場は、おおむね長方形型とし、道路に間口が 1.5 メートル以上接し、間口より奥行きが短い形状とすること。

(5) 構造

ア 雨水及び汚水が溜まらない構造とすること。

イ 棚を付けた二段積みの構造にしないこと。

3 その他の基準

ごみ収集場には、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネットの設置等の対策を講じるよう努めること。

附 則

(施行期日)

1 改定後の公益的施設に関する基準は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改定後の公益的施設に関する基準は、施行日以後に行った都市計画法（以下「法」という。）第 29 条第 1 項本文許可又は法第 35 条の 2 第 1 項本文の変更の許可の申請に適用し、施行日以前に行った法第 29 条第 1 項本文許可又は法第 35 条の 2 第 1 項本文の変更の許可の申請については、なお従前の例による。

3 前項にかかわらず、施行日前に横浜市開発事業の調整等に関する条例第 9 条第 2 項の届け出を行った、法第 29 条第 1 項本文許可又は法第 35 条の 2 第 1 項本文の変更の許可の申請については、改定前の基準は、なおその効力を有する。

(2) 規模

1戸当たりおおむね 0.13 平方メートル（ポリ容器を使用する場合は、おおむね 0.25 平方メートル）以上の規模とすること。

(3) 構造

ア 道路に 1.5 メートル以上接した位置に設置し、間口より奥行きが短い形とすること。

イ 雨水、汚水が溜まらない構造とすること。

ウ 棚を付けた二段積みの構造にしないこと。

(4) その他

ごみの飛散を防ぐよう飛散防止ネットなどを必要に応じて設置すること。